相談室だより

１２月号
（No. １２６号）
平成19年12月1日発行

熊取療育園
相談室
大阪府泉南郡熊取町朝代東4丁目22-12
ＴＥＬ：０７２－４５３－５９１７
ＦＡＸ：０７２－４５２－９１５１
e-mail:kumatori_room@tea.ocn.ne.jp

続々・成年後見制度

留守番をしていて、セールスの人が家に来ると、その人が「とてもいい商品ですよ」と勧めてくれる物を、自分に必要かどうかの判断ができないまま、なんとなく契約書に印鑑を押してしまう…。このようなことがないように、ふだんから注意しないといけませんが、「いや」と言えない人や、だまされていることに気づけないという人もいます。また、ご両親が亡くなった後、ご本人が自宅で一人暮らすのは難しく、例えばグループホームやケアホームなどへの入居となれば、その契約手続きや財産管理をどうすればよいのか？と心配されている方も少なくないでしょう。

こういったことに応えてくれる制度の一つに、10、11月号でも紹介した「成年後見制度」があります。手続きの流れなどは紹介済みですが、今月は申立てに必要な費用についてご説明します。

- 収入印紙 800円
- 登記印紙 4000円
- 切手 4000円程度（地域によって異なる）
- 鑑定費用 50000～200000円程度
- 登記事項証明書 500円（登記されていない場合）もしくは1000円（登記されている場合）
- 戸籍謄本や戸籍附票、住民票それぞれ１通につき200～500円程度（地域によって異なる）

戸籍謄本はご本人だけでなく、申立人についても必要で、申立人が後見人や保佐人、補助人の候補者と異なる場合は、候補者の戸籍謄本ならびに住民票、身分証明書、登記証明書も必要なります。

以上は、法定後見の申立てにかかる費用です。任意後見の場合はまた違いますが、今回は省略します。

● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

申立てができるのは、本人または、両親やきょうだいなど四親等内の親族です。本人による申立てができず、かつ身寄りがない場合は、市町村長による申立てができます。

親族が申立てをした場合、申立人が後見人、保佐人、補助人となることがありますが、弁護士や司法書士、社会福祉士が選任されることもあります。

手続きが大変で費用もかかることですので、利用を検討する際は、相談室をはじめ関係機関によく相談しながら検討することをお勧めします。

ひとりごと

腹の立つときや悲しいとき、とても嫌な人になることがある。相手を責めて自分を正当化したり、逆に必要以上に自分を責めて卑屈になることも…。それは自分の弱さなんだろう。でも、弱い自分を素直に認めることができるなら、それは強さでもあるんじゃないかな。（見学）